

平成 26 年度 第 1 回

芦屋市青少年問題協議会

平成 26 年 7 月 31 日 (木) 10 時～12 時
芦屋市役所 南館 4 階 第 1 委員会室

芦屋市教育委員会

資 料

(1) 次第	・・・	1
(2) 芦屋市青少年問題協議会委員名簿	・・・	2
(3) 青少年にかかる学校教育課の取り組み	・・・	3
(4) 青少年育成課事業報告	・・・	4
(5) 青少年愛護センター事業報告	・・・	6
(6) 若者相談センター「アサガオ」事業報告	・・・	15
(7) 適応教室「のびのび学級」研究紀要	・・・	(別添)
(8) 地方青少年問題協議会法	・・・	16
(9) 芦屋市青少年問題協議会条例	・・・	18

平成26年度 第1回 芦屋市青少年問題協議会 次第

- 1 開会
- 2 委員委嘱・任命
- 3 あいさつ（教育長）
- 4 委員自己紹介
- 5 事務局職員の紹介
- 6 議事
 - (1) 会長の選任
 - (2) 芦屋市におけるこれまでの青少年育成と子ども・若者計画について
 - (3) アンケート調査について、意見交換
 - (4) その他
- 7 閉会

芦屋市青少年問題協議会委員名簿

(平成26年7月1日から平成27年8月31日まで)

(順不同)

分野	団体名	氏名
市議会議員	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長	重村 啓二郎
学識経験者	芦屋大学准教授，芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員長	新井野 久男
	神戸大学名誉教授	廣木 克行
青少年関係団体の代表者	芦屋市保護司会会長	曾和 義雄
	芦屋市子ども会連絡協議会会長	村上 三奈子
	芦屋市PTA協議会会長	近藤 誠人
	芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員	中田 伊都子
	芦屋市青少年育成愛護委員会会長	大塚 圭子
市民	市民公募委員	星野 典子
関係行政機関の職員	芦屋警察署生活安全課長	小牧 直文
	芦屋市立山手中学校校長	大久保 文昭
	芦屋市教育委員会社会教育部長	中村 尚代

<p>事業名：生徒指導対策事業</p>
<p>芦屋の教育指針において、生徒指導の充実に関しては重点目標として、「人間的なふれあいを通して心のきずなを深め、心の通い合う生徒指導体制を充実させるとともに、規範意識の醸成や社会性の育成に努めるなど、子どもが自発的、主体的に自己を成長させていく過程を支援する」としている。</p> <p>具体的な取組では、生徒指導体制の充実として、芦屋市生徒指導連絡協議会を定期的開催(昨年度 11 回開催)し、学校関係者だけでなく、警察、行政等も参加して情報共有や事例研究等を行っている。また、虐待事案に関しては、各学校園において全職員が子どもの日常的な状況を把握し、早期発見に努めるとともにこども課等の関係機関との連携を図っている。</p>
<p>事業名：適応教室実施事業</p>
<p>適応教室は、不登校児童生徒が抱えている心理的・情緒的問題などを軽減させながら、自分自身や対人関係に自信を持たせ、自立する力を培うことにより学校復帰を目指している。</p> <p>在籍する児童生徒の対応だけではなく、教育相談や教職員の研修、指導員による学校訪問及び家庭訪問により児童生徒の実態を把握し、学校に対して指導・援助に関する支援も行っている。</p> <p>昨年度の通級児童生徒は、小学生 7 名・中学生 12 名。 部分復帰 11 名・完全復帰 3 名 スタッフは、指導主事 1 名 非常勤嘱託職員 2 名 教育指導相談員 6 名 家庭訪問指導員 1 名</p>
<p>事業名：カウンセリングセンター管理運営事業</p>
<p>幼少期から思春期にかけての親子を中心に、子育て・教育を中心にあらゆる相談に対応している。相談対象は、親子あるいはそのどちらでもよい。必要があるときには、学校にも情報提供をし、連携して支援にあたれるような体制を取っている。</p> <p>現在は芦屋市カウンセリングセンターに業務委託をし、打出教育文化センター内で業務を行っている。電話相談は月・水・金曜日。面接相談は月・水曜日に行っている。</p> <p>昨年度、面接相談 271 件 電話相談 133 件 スタッフは、スーパーバイザー 2 名 面接カウンセラー 2 名 電話カウンセラー 1 名</p>

平成 25 年度 青少年育成課事業報告

1 青少年健全育成及び青少年団体育成事業

(1) 事業

ア 芦屋市成人式

日時・・・平成26年1月13日(月・祝日)

場所・・・ルナ・ホール

内容・・・①新成人の主張(4人)

②フラッシュモブ

企画・・・芦屋市成人式企画チーム

参加者・・・555人/対象者802人,出席率69%)

イ 子ども昔あそび教室

日時・・・平成25年12月26日(木)

場所・・・体育館・青少年センター

内容・・・作って楽しい昔あそびワクワク広場

参加者・・・50人

(2) 青少年リーダー養成

青少年団体活動, ボランティア活動に参加し同じ目的を持った友達作りを推進

青少年リーダーとして, 社会貢献(地域活動・子育て支援・ボランティア活動)事業企画, 実施

ア 青少年リーダー派遣(子ども会主催:夏の交歓キャンプ, 尼崎との交流雪遊び)

イ 青少年リーダー会議 8月17日(土)

(3) 団体育成

子ども会連絡協議会(育成指導者の研修・指導助言と助成)

育成者, 指導者, ジュニア・リーダー会議, 安全教育研修

ア 5.5フェスタ2013 5月5日(日) 体育館・青少年センター

イ 元気しんぶん(夏・冬号)発行

ウ 夏の交歓キャンプ 8月19日(月)~20日(火)かどのの郷 参加者90人

エ 将棋教室 7月25日(木)・26日(金)浜風小学校(コミスク共催事業) 48人

将棋大会 7月29日(月)浜風小学校(コミスク共催事業)38人

オセロ大会 8月31日(土)体育館・青少年センター 38人

オ 阪神ブロックオセロ大会(芦屋) 9月15日(日)

カ 秋まつり子どもみこし 10月13日(日) 9基 574人

キ 尼崎との交流雪遊び 2月22日(土)~23日(日)尼崎市立美方高原自然の家 参加者34人

(4) 阪神丹波ふるさと交流事業

参加状況	観る知る感じる桜のつどい	2人
	『土』にふれあう米づくり・田植えのつどい	4家族 10人
	やまびこスタッフ研修会	1人
	わんぱくキッズサマーキャンプ	2人
	やまびこ友の会感謝祭	4家族 8人
	観る知る感じる紅葉のつどい	5人
	これぞ伝統丹波のお正月	3家族 7人
	わんぱくキッズスプリングキャンプB日程	2人

(5) 丹波少年自然の家

宿泊利用者 11団体, 6家族 延人数 2,102人

内訳

小学校 4団体 1,652人

少年団体 7団体 381人

家族・グループ 6家族 32人

交流事業等 37人

2 青少年問題協議会

(1) 第1回青少年問題協議会

日 時・・・平成25年10月21日(月) 13時30分～15時30分

場 所・・・芦屋市役所北館4階 教育委員会室

出席者・・・委員8名, オブザーバー2名, 事業関係者6名, 事務局5名

内 容・・・芦屋市の青少年に対する事業実施状況, 若者相談センター「アサガオ」開設
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>子ども・若者育成支援編について

3 青少年保護対策(芦屋市留守家庭児童会) 放課後健全育成事業

(1) 留守家庭児童会

ア 目 的 : 放課後に適切な保護育成が受けられない児童の健全育成

イ 設 置 : 市内小学校(8小学校)敷地内に11学級設置(定数480名)

ウ 対 象 : 小学校1年生から3年生

エ 内 容 : 保護者が昼間就労等で, 不在となる小学生低学年の児童を対象に, 放課後などの一定の時間をお預かりし, 遊びを通じてスポーツ・文化・レクリエーション等, 集団による生活指導, その他児童の健全育成を行います。

オ 開級時間: 平日: 月曜～金曜は放課後から午後5時

延長: 午後5時から午後7時

土曜: 午前9時から午後5時

※学校休業日は, 午前8時30分から午後5時

カ そ の 他 : ・学級管理・運営全般に関すること(定員480名), 入級申請者の入会許可に関すること, 指導員の研修・連絡会に関すること, 指導員の給与計算事務, 関係機関との連絡調整, 県補助金関係(申請・報告), 育成料の収納管理, 指導員採用関係

4 子ども若者育成支援推進法に関する事業

(1) 若者相談センター「アサガオ」(月・水・土)

ア 相談件数 58件

イ セミナー

(ア) 円滑な親子のコミュニケーション① 2月25日(火) 18人

(イ) 円滑な親子のコミュニケーション② 3月25日(火) 16人

(2) 平成26年度中に「芦屋市子ども・若者計画」を策定予定。

平成25年度 芦屋市立青少年愛護センター事業報告

1 会議及び研修

(1) 芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会
第1回 … 平成25年7月4日(木) 第2回 … 平成26年1月23日(木)

(2) 芦屋市立青少年愛護センター関係

① 国・近畿地区関係

平成25年度 近畿地区青少年補導センター連絡協議会総会 兼 第43回 近畿地区青少年補導センター連絡協議会研修大会	
開催日	平成25年10月25日(金)
開催場所	滋賀県大津市 コラボしが
大会主題	「地域と協働する青少年支援のあり方を求めて」
研修内容	<p>1 分科会討議 第1分科会 「補導活動のすすめ方」 ～地域との連携～ 第2分科会 「相談活動のあり方」 ～子どもたちの健全育成を推進する誘致指導と相談業務～ 第3分科会 「環境浄化活動のあり方」 ～地域の子どもは、地域で守り育てる～</p> <p>2 公演 「琵琶湖の音色・よし笛」 よし笛演奏者 ：「レイクリード」</p> <p>3 講演 演題：「青少年の非行の現状とその背景の理解・立ち直り支援」 講師：立命館大学産業社会学部教授 野田正人氏</p>

② 県関係

兵庫県青少年補導センター連絡協議会・兵庫県青少年補導委員連合会 総会	
開催日	平成25年5月17日(金)
開催場所	芦屋市民センター
内 容	<p>1 平成24年度 事業報告・収支決算報告について</p> <p>2 平成24年度 会計監査報告について</p> <p>3 平成25年度 役員紹介</p> <p>4 平成25年度 活動方針</p> <p>5 平成25年度 事業計画・収支予算</p> <p>6 その他 連絡依頼事項</p>

第2回	兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会（所長会）
開催日	平成25年6月14日（金）
開催場所	三木市青少年センター
内 容	1 所長一日研修会（8月23日予定）について 2 所長・会長一日研修会（11月14日予定）について 3 第46回 兵庫県青少年補導委員大会（三田市）について

所長一日研修会	
開催日	平成25年8月23日（金）
開催場所	神戸市立青少年補導センター大会議室
内 容	1 講演会 情報化社会の中で青少年をむしばむネット犯罪の防止策について 講師 兵庫県警察本部生活安全部青少年育成補導課 上席係長 浅野 健一 氏 2 情報交換会

第3回	兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会（所長会）
開催日	平成25年9月6日（金）
開催場所	小野市コミュニティセンターおの
内 容	1 平成25年度 事業計画について 2 兵庫県青少年補導委員大会・研修会について（三田市） 3 所長・会長一日研修会について（11月14日予定） 4 近畿地区青少年補導センター連絡協議会総会・研修大会（滋賀大会 10月25日予定）について

平成25年度 第46回 兵庫県青少年補導委員大会・研修会「三田大会」	
開催日	平成25年10月29日（火）
開催場所	三田市総合文化センター
大会主題	「温かい眼 みんなで育てる 子どもの未来」
研修内容	講 演 演題：「子どもの豊かな心の育成に向けて」 講師：兵庫教育大学大学院教授 新井 肇 氏

第4回	兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会（所長会）
開催日	平成26年2月14日（金）
開催場所	兵庫県民会館 7階
内 容	1 平成26年度 事業計画案 2 「所長・会長一日研修」会計報告 3 平成26年度 負担金基準 4 平成26年度近畿地区青少年補導センター協研修大会について 5 第47回 兵庫県青少年補導委員大会の運営について

③ 阪神関係

阪神南青少年本部会議	
開催日	平成25年6月12日(水)
開催場所	尼崎商工会議所701会議室
内容	1 平成24年度 事業実施報告・収支決算 2 平成25年度 役員体制 3 平成25年度 事業計画・収支予算案について

第52回阪神地区青少年補導センター連絡会	
開催日	平成25年6月10日(月)
開催場所	西宮市役所 東館8階 802号室
内容	1 平成25年度 各補導センターの事業計画について 2 各センター 運営上の諸問題について

第53回阪神地区青少年補導センター連絡会	
開催日	平成26年2月6日(木)
開催場所	宝塚市教育総合センター 青少年センター会議室
内容	1 平成26年度 各センターにおける重点活動方針 2 平成26年度予算(案)及び平成25年度事業実績 3 各センターの運営上の諸問題 4 各センターの青少年の問題行動等の状況 5 その他

(3) 芦屋市青少年育成愛護委員会関係

① 県関係

兵庫県青少年補導委員連合会総会	
開催日	平成25年5月17日(金)
開催場所	芦屋市民センター
内容	1 平成24年度 事業・決算報告 2 平成24年度 会計監査報告 3 平成25年度 役員紹介 4 平成25年度 活動方針(案) 5 平成25年度 事業計画・予算(案)

第1回運営委員会 第2回会長・副会長 兼 第1回ブロック長会議	
開催日	平成25年5月23日(木)
開催場所	尼崎市立青少年センター
内容	1 平成25年度 委託事業・広域補導活動について 2 平成25年度 補導委員大会・研修会等について 3 平成25年度 ブロック活動について

② 阪神地区青少年補導委員連絡協議会

第1回 阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会	
開催日	平成25年6月7日(金)
開催場所	宝塚市教育総合センター
内容	1 平成24年度事業報告並びに決算報告 2 平成25年度阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員(案)並びに平成25年度事業計画(案) 3 平成25年度阪神地区青少年補導委員連絡協議会予算(案)並びに平成25年度阪神地区青少年補導委員連絡協議会活動方針 4 平成25年度阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会について 5 平成24年度阪神地区7市1町合同補導研修会決算報告

平成25年度 阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会 兼 青少年を守り育てる地域フォーラム	
開催日	平成25年7月12日(金)
開催場所	宝塚ソリオホール
内容	1 平成24年度事業報告・決算報告・監査報告 2 平成25年度新役員の選出・事業計画・予算(案) 3 平成25年度阪神地区青少年補導委員連絡協議会活動方針 4 研修:「地域の教育力を高めるために」 ～地域で子どもを支える環境づくり～ 講師:神戸大学名誉教授 広木 克行 氏

第2回 阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会	
開催日	平成26年2月20日(木)
開催場所	宝塚市教育総合センター 2F 青少年センター会議室
内容	1 平成25年度事業・決算報告等 2 平成26年度事業計画 3 平成26年度役員選出

③ その他の芦屋市青少年育成愛護委員会関係

芦屋市青少年育成愛護委員会 総会及び委嘱式 5月31日・市民センター

芦屋市青少年育成愛護委員会 役員会 毎月定例・青少年センター

4月15日 来年度の愛護委員会役員について

4月中に各小・中学校長から新委員予定者の推薦を受ける。

5月20日 総会の各班の役割分担について

班会計について

第3期活動実績の集約について

- 6月18日 班長の役割について（説明）
班費について
班運営について
- 7月17日 協会事業「子どもと語る会」について
- 8月21日 協会事業「子どもと語る会」について
- 11月18日 愛護大会について
- 12月17日 巡視活動報告
- 1月21日 中学校区青少年健全育成推進会議合同研修会について
平成26年度愛護委員委嘱式・総会について
愛護協会総会について
- 2月18日 平成26年度愛護委員会役員について
中学校区青少年健全育成推進会議合同研修会
愛護協会施設見学会について
平成26年度愛護委員委嘱式・総会について
愛護協会総会について
- 3月18日 平成26年度の愛護委員会役員について
愛護協会総会・研修会での研修会内容について
平成26年度愛護委員委嘱式・総会について

市内合同パトロール

10月22日・市内全域
参加者 53人

講習会「声かけの実際」

9月27日：青少年センター

内容：西宮少年サポートセンター職員を講師に招き、よい声かけの仕方等の講習会を行う。

参加者 43人

第46回 兵庫県補導委員大会・研修会 開催

10月29日 三田市

大会テーマ：「温かい眼 みんなで育てる 子どもの未来」

講演

演題：「子どもの豊かな心の育成に向けて」

講師：兵庫教育大学大学院教授 新井 肇 氏

三市合同パトロール

11月26日 西宮市ララポート周辺

参加者数 芦屋市 12人・西宮市 22人・尼崎市 19人 合計 53人

講演会(中青健合同研修と共催)

3月19日・市民センター

テーマ:「詩が開いた心の扉」

講師:詩人 寮 美千子 氏

(4) 芦屋市青少年育成愛護協会関係

① 芦屋市青少年育成愛護協会 理事会

毎月定例・青少年愛護センター

② 芦屋市青少年育成愛護協会 総会・研修会

5月23日・青少年センター

研修会:「防災学習」 芦屋市 防災安全課

② 第22回 子どもと語る会 中学生の部

8月22日・青少年センター

小学生の部

9月2日・芦屋市立浜風小学校

芦屋市立精道小学校

内容:テーマ『聞こう子ども達の言い分, 伝えよう大人の思い』

参加者:中学生18人・小学生49人

③ 平成25年度 青少年育成愛護大会

11月28日・市内及び青少年センター

⑤ 施設見学

1月24日 「播磨科学公園都市」

(5) 芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議

① 代表者会

5月15日・各中学校

② 中学校区推進会議役員会 (各中学校区で実施)

精道中学校区 第1回 役員会

6月13日・精道中学校

精道中学校区 第2回 役員会

2月18日・精道中学校

山手中学校区 第1回 役員会

7月 9日・山手中学校

山手中学校区 第2回 役員会

3月26日・山手中学校

潮見中学校区 第1回 役員会

5月15日・潮見中学校

潮見中学校区 第2回 役員会

2月18日・潮見中学校

③ 中学校区青少年健全育成推進会議 事業

精道中学校区

「精中イベント」

12月2日・精道中学校

(精道小, 宮川小, 打出浜小, 精道中合唱部吹奏楽部及び地域の方々相互交流)

山手中学校区

山手中学校吹奏楽部が朝日ヶ丘小学校運動会で演奏

5月31日・朝日ヶ丘小学校

山手中学校吹奏楽部が岩園小学校運動会で演奏

6月7日・岩園小学校

潮見中学校区

2月27日・潮見中学

内 容：講演会「立ち止まって考えることもひとつようです」

～読書が拓く未来～

講師：上月 敏子氏 (打出教育文化センター所長)

④ 市内中学校青少年健全育成推進会議合同研修会 (青少年育成愛護委員共催)

3月19日・市民センター

テーマ：「詩が開いた心の扉」

講 師：詩人 寮 美千子 氏

(奈良少年刑務所社会性涵養プログラム担当)

(6) 市関係会議

・生徒指導連絡協議会 (学校教育課所管)

毎月定例・市役所

・要保護児童対策地域協議会 (こども課所管)

2 愛護活動

(1) 青色回転灯付パトロール車による下校時の安全パトロール (山中校区)

青少年愛護センター (月・水・金), 火・木曜日は教委事務局で対応

現在, 毎日3台のパトロール車が市内を巡回している。

(2) 愛護委員街頭巡視活動 (夜間パトロール含む 各班委員 1人あたり概ね月2回)

(3) 白ポスト定期回収 (月1回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般図書	33	31	21	14	27	52	70	26	75	118	46	21	544
有害図書	133	163	54	119	83	98	108	80	103	233	121	72	1367
有害VD	112	26	33	64	36	105	67	52	42	26	63	49	902
合 計	278	220	108	197	146	255	245	158	220	377	230	152	2586

設置箇所 JR 芦屋駅南緑地内 / 阪神打出駅北側 / ガルシィ芦屋浜店東 / 市役所北側 / JR 芦屋駅北 (2F) / 阪急芦屋川駅北広場

(4) 書店, ビデオ店, コンビニ等訪問指導 (随時)

(5) 特別街頭補導 … 祭り (打出天神, コミスク祭り, サマーカーニバル等)

3 広報・啓発活動

- (1) 「愛護班ニュース」の発行 月1回
- (2) 「愛護だより」の発行 年8回
- (3) 「愛護だより～乳幼児編～」 4回
- (4) 啓発チラシ等 発行・配布, 掲示等
5歳児を持つ保護者への非行の早期予防啓発冊子発行 7・9月
フィルタリング利用啓発パンフレット等配布 (市立中学校) 11月
- (5) ホームページによる青少年健全育成に関する情報の発信 随時

4 相談業務

電話相談, 来所相談 (随時)

相談件数 22件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談	0	0	2	2	0	0	2	2	0	1	2	2	13
面接相談	0	2	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	9
計	0	2	2	3	1	1	2	2	1	2	3	2	22

5 調査研究業務

- ・青少年問題資料収集

6 関係機関, 団体との協力・連携

- (1) 生徒指導連絡協議会を通して
学校教育課・各校生徒指導担当者・適応教室 (定例 月1回)
- (2) 要保護児童対策地域協議会を通して
保健福祉部こども課, 民生児童委員, 社会福祉協議会等 (代表者会, 実務者会)
- (3) 教育相談連絡会・市内各学校園 (随時)
- (4) 芦屋警察署・西宮少年サポートセンター (随時)
- (5) 阪神南県民局・阪神南青少年本部 (随時)

7 一年を振り返って

(1) 市内パトロールについて

・子どもたちを守るための「青色回転灯」を装着してのパトロールも定着して, 子どももきずき, 挨拶をしたり, 手を振ったりする児童もいた。

パトロールの時間帯も学校教育課とも連携をとりながら, 学校の下校時に合うよう努めた。

・昼間の巡視活動において, 公園の遊具の安全点検, 登下校時の安全見守り, 夜間の巡視, 地域での環境浄化活動など積極的な活動がなされている。

(2) 愛護委員会について

・愛護委員会の研修会

愛護協会主催の研修会や行事への愛護委員に対する参加呼びかけも積極的に行なっており、実践的課題や、それに対する取り組みについては、実際に役立つ研修になったと思われる。(声かけの実際・子どもと語る会等)

・各種研修会等に積極的に参加し愛護委員としての見識の向上を図っている。また、本年度は、本市で兵庫県補導委員連合会総会を開催したほか、西宮・尼崎・芦屋市の三市合同パトロールにおいて、他市との情報交換が図られ、芦屋市での愛護活動の参考となった。

(3) 関係機関との連携

・芦屋市立中学校の生徒指導面に関しては、比較的落ち着いた状況にあり、情報交換及び、指導方法・態勢を今後とも維持する。

・芦屋市役所等の行政機関との連携により、愛護委員がパトロール中に発見した課題を、関係機関の協力で早期に解決できた。

(4) 広報・啓発活動

・「愛護班ニュース」・「愛護だより」の定期的な発行。

・市ホームページの更新を随時行い、愛護センターの広報とともに、愛護委員活動の最新情報の提供に努めた。

平成25年度 若者相談センター「アサガオ」 事業報告書

平成25年10月1日 から 平成26年3月31日まで

I 事業の成果

25年度10月に発足した若者相談センターアサガオの相談件数は10月2件、11月12件、12月4件、1月12件、2月21件、3月16件の延べ68件の相談がありました。

1月から認知度が広がり、相談件数が増加しています。また、他機関からの期待も大きく、教育委員会と障害福祉の連携の軸になりつつあります。

25年度2月、3月は、地域住民向けの講演会を実施しました。「円滑な親子のコミュニケーション」と題し、気軽に相談できる広報活動を展開しています。また、民生委員向けのアンケートを実施し、現在アンケートの集約を行い普及啓発に努めています。

2. 相談の特徴

今年度の相談の特徴として、本人による継続相談が繰り返し行われていることが特徴的です。相談形態別表より、電話相談ではほとんどがご家族からの相談であるのに対し、面接相談では本人による相談がほとんどです。また、本人相談者の中には芦屋市保健福祉センターの障害相談窓口にて対応した経緯のある方でした。今後も更なる連携が必要です。

また、相談員が実施する相談時間が長時間化する傾向の改善を試みています。定期的にSVによる指導が行われ、相談内容に関する検討、他機関との連携のあり方について話し合いました。今後も、カウンセリング的関わり（心理面の理解と精神的負担感の軽減）と、ソーシャルワーク的関わり（本人・家族のニーズ把握と社会資源の紹介）の双方が必要と思われれます。

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
電話相談	本人	1						1
	家族等	1	1		1	6	6	15
	関係機関							0
面接相談	本人		1	2	8	13	6	30
	家族等			1	3		2	6
訪問相談	本人							0
	家族等							0
問合せ	アサガオから		3					3
	相手より	1	2					3
会議	アサガオ		1	1		1	2	5
	amsc		1					1
	その他		3			1		4
集計		3	12	4	12	21	16	68
紹介面接件数				0	1			1
紹介報告件数				1	1			2

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)

(法律第八十三号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

改正 昭和三二年六月一日法律第一五八号

同三三年五月一〇日同第一四四号

同三七年四月一六日同第七七号

同四一年三月三十一日同第一六号

同四三年六月一五日同第九九号

同五八年一二月二日同第八〇号

平成十一年七月一六日同第一〇二号

同二五年六月一四日同第四四号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

○芦屋市青少年問題協議会条例

昭和36年7月31日

条例第20号

改正 平成19年3月20日条例第14号

平成26年3月24日条例第6号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、芦屋市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平19条例14・平26条例6・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

(平19条例14・平26条例6・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平19条例14・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平26条例6・全改)

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

(平26条例6・全改)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市青少年問題協議会条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定により委嘱又は任命されている委員の任期は、平成27年8月31日までとする。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成27年8月31日までの間に、新たに委嘱又は任命される委員の任期は、この条例による改正後の芦屋市青少年問題協議会条例(以下「新条例」という。)第3条の規定にかかわらず、同日までとする。

4 新条例第4条第2項の規定は、施行日以後の新たな会長の選任について適用する。
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。